

高額療養費制度の自己負担額引上げの中止を求める意見書（案）

高額療養費制度は、被保険者にとっては高額の医療費負担が軽減される効果、国民健康保険等の保険者である地方自治体においては、国と都道府県からの負担金による財政運営の安定化の効果、この両面で重要な制度として機能してきた。

今般、政府において、当該制度の見直しが進められている。今年から来年にかけて、自己負担限度額の引上げや所得区分の細分化などが予定されている。これらが実施されれば、患者への深刻な負担増が発生する。

財務省の審議会では、国などが負担する高額療養費負担金の廃止も検討すべきとしている。これらが廃止されれば、国民健康保険や後期高齢者医療の保険料引上げや保険運営への深刻な影響は避けられない。

全国がん患者団体連合会からも、命にかかわる疾患で「長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族」にとって生活が成り立たなくなる、又は治療の継続を断念せざるを得なくなると指摘している。

よって、政府に対して、高額療養費制度の自己負担額引上げの中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月28日

京都府精華町議会  
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、  
財務大臣、総務大臣